

## 熊本県地球温暖化防止活動推進員カード取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、「熊本県地球温暖化防止活動推進員設置要項」に基づき、「熊本県地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）を委嘱した者に対して交付する「熊本県地球温暖化防止活動推進員カード」（以下「推進員カード」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (推進員カードの様式)

第2 推進員カードの様式は、別記第1号様式のとおりとする。

### (推進員カードの交付)

第3 推進員カードは、県民への普及啓発活動を円滑に行うことを目的に、熊本県知事が推進員を委嘱したことの証明書として、環境立県推進課長が推進員に交付する。

### (推進員カードの携帯)

第4 推進員が、環境保全のためのボランティア活動を行う際は、推進員カードの携帯に努めなければならない。

### (推進員カードの事故届出等)

第5 推進員は、推進員カードを紛失したときは、直ちに環境立県推進課へ報告し、併せて推進員カード事故届出書（別記第2号様式）により、環境立県推進課長に届け出なければならない。

2 推進員は、推進員カードを破損したときは、当該推進員カードを添付のうえ、速やかに推進員カード事故届出書（別記第2号様式）により、環境立県推進課長に届け出なければならない。

### (貸与又は譲渡の禁止)

第6 推進員は、推進員カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

### (推進員カードの有効期限)

第7 推進員カードの有効期限は、推進員の委嘱期間とする。

2 推進員は、推進員の委嘱期間が過ぎたときは、速やかに当該推進員カードを環境立県推進課長に返還しなければならない。

### (雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月18日から施行する。

#### 附 則


この要領は、平成23年12月15日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年3月26日から施行する。

別記第1号様式

(表)

<b>熊本県地球温暖化防止活動推進員証明書</b>	
No. 000	
氏名	熊本太郎
生年月日	○年○月○日
有効期限	○年○月○日
上記の者は、熊本県地球温暖化防止活動推進員であることを証明します。	
年 月 日	
	熊本県知事 ○○○○ 印

(裏)

熊本県地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策に強い関心を持ち、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るためのボランティア活動を行っています。
1 本証明書は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 2 環境保全のためのボランティア活動を行う際は、推進員カードの携帯に努めること。 3 本証を紛失し、又は破損したときは直ちに届け出ること。 4 推進員の委嘱期間が過ぎたときは、速やかに返還すること。

(注) 推進員カードの大きさは、キャッシュカード大とする。

熊本県地球温暖化防止活動推進員カード事故届出書

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 様

住 所  
氏 名 印

私は、下記のとおり熊本県地球温暖化防止活動推進員カードを紛失・破損したので届け出ます。

記

1 事故の内容

- ・紛失
- ・破損
- ・その他 ( )

2 事故の発生日月日 年 月 日

3 事故発生の理由